

第 66 回会合の議論を踏まえた K D D I 株式会社への追加質問及び回答

問 1 引込線転用について現在協議中とのことだが、利用者が K D D I から コラボ光、コラボ光から K D D I に移る場合、引込線を新設しているということになるのか。その際、変更前事業者が回線を残置する場合、新設した引込線と変更前事業者の残置回線の両方が置かれる形になるという理解でよいか。

(佐藤構成員)

(答)

- シェアド～コラボ光間の変更については、同日中に新設・廃止工事を行う同時工事を前提とした転用については、実現に向けて現在事業者間で協議中であるため、転用工事を行うことはできず、(解約事業者が残置する場合、) 2本引きによる新設工事を行い、解約事業者の引込線は残置されている状況です。ただし、同日ではなく、廃止工事後に別日にて新設工事を行う場合、引込線を再利用する運用は現状でも行っていると認識しています。

問 2 転用できない場合に、利用者には不便・不都合があるのか。

(佐藤構成員)

(答)

- 転用できない場合における利用者の不便・不都合については以下のような事項が考えられます。
- ・ 解約対象の引込線に対して撤去工事を行う場合、撤去工事費の負担が生じる。
 - ・ 2本引きによる新設工事が発生するため、戸建住宅に対する穴あけ工事が発生してしまい、建物に対する負荷や外観を損なってしまう不便が生じる。
 - ・ 不要な引込線が残存するため、強風時等にケーブル垂れ下がりが発生し、通行者・通行車への保安リスクが生じる。